④ 施設給付の見直し〈2005（平成17）年10月実施〉

すでに2005（平成17）年10月から、施設サービスにおける居住費用および食費を介護保険給付から外すこととし、すべて利用者の自己負担にするよう改正が始まっています。この改正点は「在宅でサービスを受けている人は家賃も食費もすべて自分で負担しているのに、施設に入っている人だけ保険から給付されるのは不公平」という考えから出てきています。具体的にどの程度上乗せされるかについては概ね、特別養護老人ホームの四人部屋で平均3万円程度で、つまり、月あたりの利用者負担額はおおよそ8万6000～7000円になります。また、低所得者への対応として、「年金以外に収入がなく、その年収が266万円以下の人」を「特定入所者」とし、年収によってさらに3段階に分けながら、それぞれに利用者負担の限度額を定めています。

○見直しのポイント

居住費・食費は保険給付の対象外、利用者と施設等との契約に。

今回の見直しでは、施設入所されている方、ショートステイを利用されている方については、在宅の場合と同様、居住費・食費をご負担いただくこととなります。通所サービスの食費についても同様です。

利用者の方にお支払いいただく居住費や食費の具体的な金額は、利用者と施設の契約によって定められることになります。国においては、適正な契約が行われるよう利用者への書面での事前説明や同意手続きなどを定めた「居住、滞在及び食事の提供に係る利用料に関するガイドライン」を示しています。

○居住費に関する見直しのポイント

「居住費（ショートステイの場合は滞在費）」の範囲は、居住環境に応じた設定が基本

「居住費」の範囲

- （多床室（相部屋））→ 光熱水費相当
- （従来型個室）→ 室料＋光熱水費相当
- （ユニット型準個室）→ 室料＋光熱水費相当
- （ユニット型個室）→ 室料＋光熱水費相当

○食費に関する見直しのポイント

食費の範囲は、「食材料費」＋「調理費」相当

食費のうち、利用者負担となるのは、「食材料費」＋「調理費」で、「栄養管理費用」は介護保険から給付されます。

食材料費 ＋ 調理費（利用者負担）＋ 栄養管理費用（保険給付）